

【自動車保管場所証明申請書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも受理しますが、記載に御協力ください。

★消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
 ★訂正箇所を押印等は不要です。削除した文字に二重線を引いてください。
 ★申請後の訂正の場合は、再申請をしていただく場合があります。
 ★申請内容に疑義がある場合には他の書類の提出を求める場合があります。
 ★軽自動車の届出等は「自動車保管場所届出書」で提出をお願いします。

自動車検査証等に記載してあるとおりに記載してください。
 ～数字とアルファベットを明瞭に区別～
 イチとアイ ニとゼット ゴとエス ゼロとオー ハチとビー ブイとユー
 (1とI 2とZ 5とS 0とO 8とB VとU)

単位はcm (センチメートル)
 点線内に右詰めで記載してください
 (ミリ単位以下切り捨て)。

別記様式第1号 (第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
メーカー名	1AB-CD2	CD2-3456789	長さ 4 8 0 センチメートル 幅 1 8 0 センチメートル 高さ 2 1 0 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	●●市▲▲町一丁目2番3号 ■■マンション105号室		
自動車の保管場所の位置	●●市▲▲町一丁目2番3号 ●●駐車場No.1		

個人の場合は、実際の居住地
 法人の場合は、事業所の所在地
 を記載してください。

駐車場の所在地の住所を記載してください
 (使用の本拠の位置から2km以内です)。

実際に警察署へ提出する日付を記載してください。

略字を用いず、住民票や印鑑証明等
 のおりに住所・氏名を記載してください。
 ※「郡」、「大字」やアパート名・部屋番号を省略しないでください。
 ※できるだけ点線内に記載してください。

携帯電話番号でも可
 (連絡がつく番号を記載)

【※】「代替」を選択した場合には、
 ○「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
 ○「現車」欄に、申請に係る自動車の登録番号
 を記載してください(「新規」を選択した場合は空欄です)。

【※】申請に係る自動車を申請に係る保管場所に
 ○新規又は追加で保管する場合
 →「新規」
 ○保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合
 →「代替」
 に○印を付けてください。

【※】保管場所の所有者が、
 ○申請者本人である場合
 →「自己」
 ○申請者以外である場合
 →「他人」
 ○申請者を含む複数人の共有の場合
 →「共有」
 に○印を付けてください。

保管場所の所有が
 ○自己単独所有→自認書を添付
 ○他人所有→保管場所使用承諾書又は駐車場賃貸契約書等の写しを添付
 ○共同所有→自認書のほか共有者全員からの保管場所使用承諾書を添付

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び連絡先を記載してください。

収入証紙は、提出する2通のうち1通の欄外※記載及び備考記載部分に重ねて(スペースが足りない場合は裏面に)貼付してください。

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

令和●年 ●月 ●日

宛先(提出先)は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署
 ●●警察署長 殿

住所
 〒(990-0000)
 ●●市▲▲町一丁目2番3号 ■■マンション105号室
 電話 023-000-0000

申請者
 氏名 山形 太郎

第●号 自動車保管場所証明書
 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

記入しません

警察署長 [印]

使用権原	自己	他人・共有	連絡先	氏名	申請 一郎	新規	登録	前車	山形345あ6789
	○		電話	023-●●●-0000		○	代替	番号等	現車

※ 自動車の登録手続に必要な自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

◎業として代書行為を行うことは、行政書士以外は法律で禁止されています。
 ◎交付には数日を要します。
 ◎修正液、砂消しゴムなどでの訂正はできません。

【自動車保管場所届出書】の記載例

★消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
 ★訂正箇所を押印等は不要です。削除した文字に二重線を引いてください。
 ★届出後の訂正の場合は、再届出をしていただく場合があります。
 ★届出内容に疑義がある場合には他の書類の提出を求める場合があります。

【※】印の欄は、空欄でも受理しますが、記載に御協力ください。

自動車検査証等に記載してあるとおりに記載してください。
 ～数字とアルファベットを明瞭に区別～
 イチとアイ ニとゼット ゴとエス ゼロとオー ハチとビー プイとユー
 (1とI 2とZ 5とS 0とO 8とB VとU)

単位はcm (センチメートル)
 点線内に右詰めで記載してください
 (ミリ単位以下切り捨て)。

別記様式第2号 (第3条関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
メーカー名	1AB-CD2	CD2-3456789	長さ	3 4 0
			幅	1 4 8
			高さ	2 0 0
自動車の使用の本拠の位置			●●市▲▲町一丁目2番3号 ■■マンション105号室	
自動車の保管場所の位置			●●市▲▲町一丁目2番3号 ●●駐車場No.1 (変更前)	
上記の事項について届出をします。				
令和●●年 ●●月 ●●日				
宛先 (提出先) は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署		住所		
車検証に記載される使用者と同じ法人の場合は名称及び代表者 (記名又は署名)		〒 (990-0000) ●●市▲▲町一丁目2番3号 ■■マンション105号室		
届出者		電話 023-000-0000		
氏名		山形 太郎		
使用権原	自己・ 他人 ・共有	連絡先	氏名	申請 一郎
		電話	023-●●●-0000	
		新規代替	登録番号等	前車
				現車

個人の場合は、実際の居住地
 法人の場合は、事業所の所在地
 を記載してください。

駐車場の所在地の住所を記載してください (使用の本拠の位置から2km以内です)。

実際に警察署へ提出する日付を記載してください。

略字を用いず、住民票や印鑑証明等のおりに住所・氏名を記載してください。

※「郡」、「大字」やアパート名・部屋番号を省略しないでください。
 ※できるだけ点線内に記載してください。

携帯電話番号でも可
 (連絡がつく番号を記載)

【※】「代替」を選択した場合には、
 ○「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
 ○「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号
 を記載してください (「新規」を選択した場合は空欄です)。

【※】申請に係る自動車を申請に係る保管場所に
 ○新規又は追加で保管する場合
 →「新規」
 ○保管中である申請者の自動車との入れ替えにより保管する場合
 →「代替」
 に○印を付けてください。

【※】保管場所の所有者が、
 ○申請者本人である場合
 →「自己」
 ○申請者以外である場合
 →「他人」
 ○申請者を含む複数人の共有の場合
 →「共有」
 に○印を付けてください。

保管場所の所有が
 ○自己単独所有→自認書を添付
 ○他人所有→保管場所使用承諾書又は駐車場賃貸契約書等の写しを添付
 ○共同所有→自認書のほか共有者全員からの保管場所使用承諾書を添付

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び連絡先を記載してください。

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条 (第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。) の規定による届出 (以下「変更届出」という) にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車 (届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。) に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき ((1)に該当する場合を除く。))。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

◎業として代書行為を行うことは、行政書士以外は法律で禁止されています。
 ◎交付には数日を要します。
 ◎修正液、砂消しゴムなどでの訂正はできません。

【保管場所使用権原疎明書類（自認書）】の記載例

- ★消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
- ★訂正箇所を押印等は不要です。削除した文字に二重線を引いてください。
- ★届出後の訂正の場合は、再届出をしていただく場合があります。
- ★届出内容に疑義がある場合には他の書類の提出を求める場合があります。

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う場合
 - 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行う場合
- といった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で足りります。

- 保管場所証明申請の場合
→「証明申請」
 - 保管場所届出の場合
→「届出」
- に○印を付けてください。

- 保管場所である土地が
- 自己所有の場合
→「土地」
 - 土地・建物の両方が自己所有の場合
→「土地」・「建物」の両方
- に○印を付けてください。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である**土地・建物**は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

●● 警察署長 殿

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署

令和●●年 ●●月 ●●日

〒（990—0000）

住 所 ●●市▲▲町一丁目2番3号

電 話 023-000-0000

氏 名 山形 太郎

この書類の作成日を記載してください。

略字は用いず、住民票や印鑑証明等のおりに住所・氏名を記載してください。
申請者又は届出者と同じ住所を記載してください（記名又は署名）。

- ◎業として代書行為を行うことは、行政書士以外は法律で禁止されています。
- ◎修正液、砂消しゴムなどでの訂正はできません。

※自動車保管場所証明のため、自動車保管場所現地調査員が立ち入り、調査及び写真撮影を行います。

【保管場所使用承諾証明書】の記載例

- ★消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
- ★訂正箇所を押印等は不要です。削除した文字に二重線を引いてください。
- ★届出後の訂正の場合は、再届出をしていただく場合があります。
- ★届出内容に疑義がある場合には他の書類の提出を求める場合があります。

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う場合
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行う場合といった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で足够了。

申請書又は届出書の「自動車の保管場所の位置」欄の記載と同じです。

略字は用いず、住民票や印鑑証明等のおりに住所・氏名を記載してください。申請者又は届出者と同じ住所を記載してください（記名又は署名）。

この用紙を書いた（証明した）日付を記載してください。

保管場所使用承諾証明書

保管場所の位置	●●市▲▲町一丁目2番3号	駐車場の名称	警察署長提出用
		●●駐車場	駐車位置番号 1
使用者	〒 (990 - 0000) 住所 ●●市▲▲町一丁目2番3号 電話 023-000-0000		
	氏名 山形 太郎		
使用期間	令和●年 ●月 ●日 から 令和■年 ■月 ■日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
〒990-0000 ●●市▲▲町五丁目6番7号 承諾 一郎		令和●年 ●月 ●日 〒 (990 - 0000) 住所 ●●市▲▲町五丁目6番7号 電話 023-000-0000 氏名 山形 次郎	

○駐車場に名称が付いている場合
→「駐車場の名称」欄に当該名称
○駐車場内に駐車枠が複数存在し、特定の駐車枠の使用が承諾された場合
→「駐車位置番号」欄に当該駐車枠の番号等を記載してください（名称等がない場合には、空欄で提出してください。）。

書類提出日若しくは提出日以前の日付

1か月以上の期間

当該保管場所を賃貸借契約により使用する場合には、通常、契約期間です。

正当な承諾権者（駐車場・保管場所の所有者又は委託を受けた駐車場の管理人）の記名又は署名が必要です。保管場所が共有の場合、共有者全員の情報等を余白に記載してください。承諾者が多数で書ききれない場合は、「別紙記載」とし、別紙に承諾者全員の住所・氏名等を記載してください。

備考
共有の場合は、必要な共有者全員の住所・氏名を記入してください。

- ◎業として代書行為を行うことは、行政書士以外は法律で禁止されています。
- ◎修正液、砂消しゴムなどでの訂正はできません。

※自動車保管場所証明のため、自動車保管場所現地調査員が立ち入り、調査及び写真撮影を行います。

★消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
 ★訂正箇所を押印等は不要です。削除した文字に二重線を引いてください。

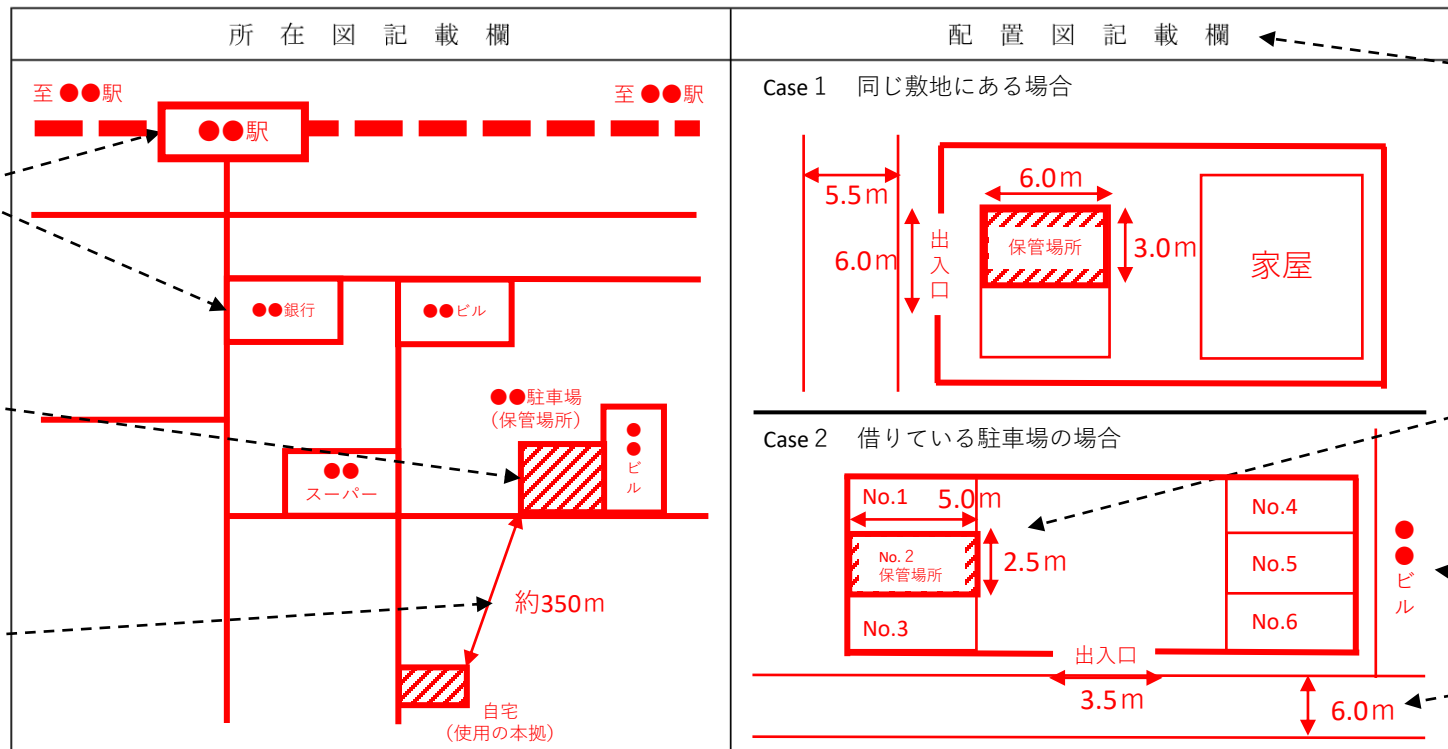
【保管場所の所在図・配置図】の記載例

○同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う場合
 ○自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行う場合
 といった、場所の表示(○市×町△丁目□番○号)が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、所在図・配置図は1通の提出で足りります。

【所在図】
 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所を含む近隣の地図になります。目標となる施設等を必ず入れてください。

【配置図】
 申請・届出対象の自動車を、保管場所として使用する土地に保管可能か、どのように保管するのを示す図となります。

保管場所の所在図・配置図



目標となる施設や付近の道路を明記してください。

使用の本拠の位置(自宅等)及び保管場所(駐車場)の位置を明記してください。

必ず、使用の本拠の位置と保管場所の位置を直線で結び、その間の距離を記載してください。(2kmを超える場合は、証明の対象になりません。)

配置図は省略できません(上記の場合を除きます。)

保管場所である駐車枠(自宅敷地等の一角を保管場所とする場合には、駐車スペース)を明示し、その寸法(幅、長さ)を明記してください(高さ制限のある駐車場については、高さも記載してください。)

周囲の建物や空き地、道路を明記してください。

保管場所に接する道路の幅員、出入口の幅員を明記してください。

シャッターの有無 有 ・ **無**

- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあつてはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあつてはその幅員を明記してください。

保管場所にシャッター等の遮蔽物が
 ○設置されている場合
 →「有」
 ○設置されていない
 →「無」
 に○印をつけてください(本欄は空欄でも申請等を受理しますが、円滑な審査のため、記載に御協力ください。)

◎業として代書行為を行うことは、行政書士以外は法律で禁止されています。
 ◎修正液、砂消しゴムなどでの訂正はできません。